

## 割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令案 (概要)

### 1. 新規植林・再植林CDMクレジットの補填手続の明確化

口座名義人が国の管理口座に償却を目的として、算定割当量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるもの (Temporary CER (t-CER) 又は Long-term CER (l-CER)) の振替の申請を行う場合には、口座名義人の登記事項証明書、印鑑証明書の他に、申請を行った口座名義人において当該申請に係る t-CER 又は l-CER と同量の算定割当量を将来国の管理口座に移転する旨を記載した書面を添付しなければならないこととする。

### 2. 森林の滅失等による植林クレジットの移転の制限

l-CER について気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局から補填を求める通知があった場合における当該通知に係る l-CER についての振替の申請があった場合 (補填する目的で国の管理口座に振替の申請を行う場合を除く。) には、環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定※に基づき、当該 l-CER の移転を行わないこととする。

※FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1 Decision 5/CMP.1 Modalities and procedures for afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol

### 3. 特定認証排出削減量

法第 34 条の 2 第 1 項の特定認証排出削減量は、CER のうち失効するまでの期間が長い認証された排出削減量 (l-CER) とする。

### 4. 特定認証排出削減量の補填手続

環境大臣及び経済産業大臣は、事務局から l-CER に係る森林の滅失等に伴う補填を求める通知があった場合で、当該通知に係る l-CER を保有する口座名義人が 2 以上ある場合には、それぞれの口座名義人が当該通知に係る l-CER を保有する数量の割合に応じて補填を求める通知をすることとする。

### 5. 特定認証排出削減量の補填に用いることができない算定割当量

植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づき、l-CER の補填に用いることができない算定割当量として、t-CER 及び滅失等に係る事業とは別の植林事業から生じた l-CER とする。

### 6. 様式関係

様式第 3 から様式第 8 までについて、法律の改正に伴い必要となる用語の修正を行う。